

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和7年長崎県告示第626号）の一部を次のとおり変更し、令和8年1月23日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年1月23日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和8年1月1日から12月31日までの都道府県別漁獲可能量は、以下のとおりである。</p> <p>【まあじ】 26,800トン 【まいわし対馬暖流系群】 <u>70,000トン</u> 【さんま】 現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 15,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 58,000トンの内数 【まだい日本海西部・東シナ海系群】 6,730トンの内数</p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和8年1月1日から12月31日までの知事管理漁獲可能量は、以下のとおりとする。</p> <p>【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業 22,600トン 長崎県まあじその他漁業 現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし中型まき網漁業 <u>65,790トン</u> 長崎県まいわしその他漁業 現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業 現行水準</p>	<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和8年1月1日から12月31日までの都道府県別漁獲可能量は、以下のとおりである。</p> <p>【まあじ】 26,800トン 【まいわし対馬暖流系群】 <u>33,400トン</u> 【さんま】 現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 15,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 58,000トンの内数 【まだい日本海西部・東シナ海系群】 6,730トンの内数</p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和8年1月1日から12月31日までの知事管理漁獲可能量は、以下のとおりとする。</p> <p>【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業 22,600トン 長崎県まあじその他漁業 現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし中型まき網漁業 <u>30,540トン</u> 長崎県まいわしその他漁業 現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業 現行水準</p>

【かたくちいわし対馬暖流系群】

長崎県かたくちいわし漁業 15,000 トンの内数

【うるめいわし対馬暖流系群】

長崎県うるめいわし漁業 58,000 トンの内数

【まだい日本海西部・東シナ海系群】

長崎県まだい漁業 6,730 トンの内数

【かたくちいわし対馬暖流系群】

長崎県かたくちいわし漁業 15,000 トンの内数

【うるめいわし対馬暖流系群】

長崎県うるめいわし漁業 58,000 トンの内数

【まだい日本海西部・東シナ海系群】

長崎県まだい漁業 6,730 トンの内数